

162

平成十四年七月二十六日提出
質問第一六二号

食品の安全等に関する質問主意書

提出者
長妻昭

食品の安全等に関する質問主意書

一 レストラン等で出されるほうれん草ソテー等から、「エンドリン」という物質が発見された。またイラン産ピスタチオナッツから「アフラトキシンB1」が検出されたという報道がある。「エンドリン」「アフラトキシンB1」（双方合わせて当該物質と呼ぶ）についてお尋ねする。

1 当該物質はいつ、どのような食品からどのくらいの量が検出されたのか。また、これは違法か。

2 当該物質は、発ガン性はどの程度あるのか。具体的なデータをお示し願いたい。

3 当該物質が入った食品は、いつからいつまで、どの小売店およびレストラン（具体名と場所）で販売されていたか。現在も販売されているのか。

4 当該物質の入った食品を毎日食べた場合、発ガン率はどの程度になるのか。

5 当該物質の入った食品の摂取実態の調査はするか。

6 当該物質の入った食品の摂取実態の調査をしない場合、その理由はなぜか。

二 離乳食等に関してお尋ねする。

1 離乳食およびベビーフード（商品に限る）に過去五年間、違法添加物が使用された実態があれば、そ

の物質名、含有量、内容を商品名ごとにお示し願いたい。その商品はいつからいつまで販売されていたのか。また現在も流通しているのか。

2 離乳食およびベビーフード（商品に限る）に過去五年間、発ガン物質が使用された実態があれば、その物質名、含有量、内容を商品名ごとにお示し願いたい。その商品はいつからいつまで販売されていたのか。また現在も流通しているのか。

3 離乳食およびベビーフード（商品に限る）に過去五年間、基準値以上の残留農薬があった実態があれば、その物質名、含有量、内容を商品名ごとにお示し願いたい。その商品はいつからいつまで販売されていたのか。また現在も流通しているのか。

4 1、2、3でお示し頂いた物質は赤ちゃんの人体にどのような影響を及ぼすものか、物質名ごとにお示し願いたい。

三 平成十四年七月二十二日、衆議院決算行政監視委員会第三分科会において、坂口厚生労働大臣に残留農薬の規制についてお尋ねした。その際、食品等輸入届出書に使用農薬の記載を義務化する提案をさせて頂き、坂口大臣からは検討する旨の答弁を頂いた。

いつまでに、どのような形で検討するのか。結論が出たらお示し願えるのか。お尋ねする。右質問する。